

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：富山県病院事業

事業名	病院事業会計		
事業開始年月日	昭和26年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	富山県	職員数（H24. 4. 1現在）	913
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 （年度）		
健全化判断比率の状況	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	10.8（21年度）	財政力指数	0.46（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	0（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	97.1（21年度）	実質公債費比率（％）	18.2（22年度）
		将来負担比率（％）	278.4（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
 該当なし

[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	富山県病院事業経営健全化計画
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	富山県知事 石井 隆一
既存計画との関係	富山県病院事業経営健全化計画（平成20年度～平成24年度）の延長 第三次中期経営計画（平成24～28年度） 資金不足等解消計画（平成23～27年度）
公表の方法等	ホームページ等の県の広報媒体を活用して、県民に分かりやすく公表する。また、県議会に対しては、所管常任委員会で説明。
基本方針	県民への高度医療の提供と県内の医療水準の向上を図る三次医療を行う病院として、また、県の基幹病院として、高度・先進医療、救急医療、災害医療、周産期医療等の政策医療を担うため、 1. 本院が果たすべき役割に見合った診療収入の確保 2. 費用の削減、委託の拡大等による経営の効率化 3. 一般会計負担の明確化 などを行うことによって、健全な経営基盤を確立する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	2,473,882.9		うち年利7%以上	2,473,882.9
	補償金免除額	639,597.4			639,597.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	病院事業債	2,473,882.9			2,473,882.9
合 計 (A)		2,473,882.9			2,473,882.9
一般（再掲） ※上記のうち 地方債					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		2,473,882.9			2,473,882.9

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
一般（再掲） ※上記のうち 地方債					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
一般（再掲） ※上記のうち 地方債					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行業業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本県病院事業は、平成20年度までは経営収支が赤字で推移していたが、平成21年度からは黒字に転じていることから、平成20年度末に79億円あった累積欠損金は、平成23年度末には70億円まで減少している。 ・平成22年度決算における全国の500床以上の類似規模病院との比較では、医業収支比率は102.7%（全国平均88.2%）、職員給与費対医業収益比率は45.4%（全国平均62.6%）と水準を上回っている半面、医療材料費対医業収益比率は29.6%（全国平均25.4%）と水準を下回っている。
経営課題	課題 ① 診療収入の向上による健全な経営基盤の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・DPCに対応した診療行為の最適化、効率化を図る。 ・2年ごとに見直される診療報酬の改定に迅速かつ適切に対応する。 ・入院期間の適正化を図るとともに、病床の有効活用を徹底し、入院実患者数の増加に努める。 ・手術室稼働率、医療機械稼働率の向上に努める。 ・MFICUとNICUの稼働により、診療報酬加算の増や患者数の増加を図る。
	課題 ② 職員配置の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・医療を取り巻く環境の変化に応じた迅速で柔軟な職員の適切配置や組織の再編を図るなど、限られた医療資源を有効に活用し、質の高い医療を効率的に提供できるよう努める。 ・専門性の高い職員の育成・確保に努める。
	課題 ③ 医師、看護師の労働環境の整備と安定的確保 <ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の変化に応じて、勤務体制や業務分担の見直し、処遇改善などについて便宜検討を行い、職員の意欲の維持・向上に努める。 ・長時間労働の解消、ワークライフバランスの推進のため、医療クランク・看護補助者の適切な配置による職員の負担の軽減、院内のサポート体制の整備などに努める。 ・専門医、指導医、認定看護師、コメディカル職員等の資格取得の推進、研修体制の充実強化により、優れた人材の育成・確保を図る。
	課題 ④ 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・診療材料の適正管理、交渉による価格引き下げ、ジェネリック医薬品への切り替えの推進により、診療材料費率・薬品費比率の低減に努める。 ・外部委託及び一括契約の導入により、費用の削減に努める。
	課題 ⑤ 適切な一般会計の繰出金 <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計との負担区分のあり方について、財政当局と継続的に検討を行う。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、施設設備の老朽化がさらに進み、修繕費用が増嵩していくなか、計画的かつ効率的な施設設備の改修、修繕に努める。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
区 分	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	981	2,271	652	1,197	210	3,484	1,600	560	3,760	760
		資本費平準化債										
		2. 他 会 計 出 資 金	191	196	155	162	169	177	202	208	214	221
		3. 他 会 計 補 助 金										
		4. 他 会 計 負 担 金										
		5. 他 会 計 借 入 金										
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	1	160	56	1,240	268	433				
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
		8. 工 事 負 担 金										
		9. そ の 他	2	4	3	6	3	3	3	3	3	3
	計 (A)	1,175	2,631	866	2,605	650	4,097	1,805	771	3,977	984	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	1,175	2,631	866	2,605	650	4,097	1,805	771	3,977	984	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,284	684	717	2,579	718	1,703	2,500	560	3,760	760
		うち職員給与費										
		2. 企 業 債 償 還 金	1,303	3,404	1,790	1,824	1,842	4,110	1,516	1,663	1,949	2,016
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他											
計 (D)	2,587	4,088	2,507	4,403	2,560	5,813	4,016	2,223	5,709	2,776		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,412	1,457	1,641	1,798	1,910	1,716	2,211	1,452	1,732	1,792		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,412	1,457	1,641	1,798	1,910	1,716	2,211	1,452	1,732	1,792	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他											
計 (F)	1,412	1,457	1,641	1,798	1,910	1,716	2,211	1,452	1,732	1,792		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)												
企 業 債 現 在 高 (H)	21,277	20,144	19,005	18,378	16,746	16,120	16,205	15,102	16,913	15,657		

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	2,019	2,054	1,954	1,855	1,737	1,751	1,632	1,633	1,623	1,644
	うち基準内繰入金	1,980	2,047	1,947	1,848	1,730	1,744	1,625	1,626	1,616	1,637
	うち基準外繰入金	39	7	7	7	7	7	7	7	7	7
資 本 的 収 支 分	1. 収 入 分	191	196	155	162	169	177	202	208	214	221
	うち基準内繰入金	191	196	155	162	169	177	202	208	214	221
	うち基準外繰入金										
合 計	2,210	2,250	2,109	2,017	1,906	1,928	1,834	1,841	1,837	1,865	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率(%) (再掲)											
料金回収率※ (%)											
資本費 (円又は%)	12.2	12.4	10.8	10.0	9.6	9.4	8.5	9.2	9.1	10.2	
総収支比率(法適用) (%)	98.5	96.8	101.3	101.8	101.0	102.4	102.9	102.1	101.8	100.6	
経常収支比率(法適用) (%)	98.6	96.9	101.4	101.8	103.9	102.4	102.9	102.1	101.8	100.6	
医業収支比率(法適用) (%)	96.5	94.3	98.8	102.7	101.0	97.7	99.6	98.6	98.2	96.9	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	43.7	47.6	43.1	38.7	36.4	34.3	30.4	28.3	26.4	25.8	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	10.8	11.0	9.9	8.9	8.1	8.4	7.7	7.7	7.6	7.8
	うち基準内繰入金 (%)	10.6	11.0	9.9	8.9	8.1	8.3	7.6	7.6	7.6	7.7
	うち基準外繰入金 (%)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	16.3	7.4	17.9	6.2	26.0	4.3	11.2	27.0	5.4	22.5
	うち基準内繰入金 (%)	16.3	7.4	17.9	6.2	26.0	4.3	11.2	27.0	5.4	22.5
うち基準外繰入金 (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率(%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率(%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率(%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率(%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率(%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率(%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/m)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	患者数は減少する見込みであるが DPC、診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、入院期間の適正化、病床の有効活用、手術室稼働率・医療機械稼働率の向上等に努めることにより、診療単価は増加する見込みである。また、機能強化を図るため整備したMFICUとNICUについては、診療報酬の加算による増収や患者数の増などに努めていく。
2 他会計繰入金の見込み	平成22年度に、財政当局と一般会計の負担分について協議。平成23年度以降は、原則、同額とする。（企業債の元利償還金に伴う繰出金を除く。）
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成25年度に電子カルテシステムを更新するとともに、平成26年度以降にHCU等を備えた新病棟等の建設、整備を検討している。また、今後、施設設備の老朽化がさらに進むことが見込まれることから、計画的かつ効率的な施設設備の改修、修繕に努める。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	電気・ボイラー部門等他現業部門の委託、検査部門の委託の拡大等を図っており、現業職員は減少していく見込みであるが、医療・看護サービスの充実のため、医師・看護師等については増員が必要となる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	<p>本県においては、一般行政部門の職員数について、平成22年2月に策定した定員適正化計画に基づき、県民の理解を得ながら、行政改革の取組みを進め、必要な部分については増員を図るなど、メリハリをつけて職員数の削減に努めている。</p> <p>県立中央病院においては、平成23年度から調理業務を全面委託するとともに、電気・ボイラー部門等他現業部門の委託、検査部門の委託の拡大等を図っており、現業職員は減少していく見込みであるが、医療・看護サービスの充実のため、医師・看護師等については増員が必要となる。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	<p>本県においては、平成18年4月から、国家公務員に準じて、給料表の引下げ改定、号給の4分割、昇給カーブのフラット化などの給与構造の見直しを実施した。地域手当については国における指定基準に基づいた支給割合・支給地域としている。</p> <p>平成17年度から、県独自に給料を3%カットした。</p> <p>平成20年度からは、給料3%カット分の2%を復元し、地域手当の支給率3%分を減額している。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	<p>本県においては、平成16年4月から、国や県内民間企業の技能労務職の給料水準を勘案のうえ、標準昇給モデル上の最終給料月額を約10%引き下げる給料表の改定を実施したほか、平成18年4月から、国家公務員に準じて給与構造の見直しを実施したところである。今後も国や県内民間企業の給料水準との均衡を考慮した適正な給料水準となるよう適宜見直しを行うこととし、平成19年度に取組方針を策定し公表した。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	<p>本県においては、退職時特昇は平成16年度から廃止している。また、平成18年4月から国家公務員に準じ退職手当制度の構造見直しを実施した。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	③	<p>本県においては、平成19年度から互助会に関する公費支出について、銀婚祝金及び病氣見舞金への補助を廃止したほか、カフェテリアプラン事業における物品購入(ただし医薬品及び講座受講時の教材を除く。)及び保養所等利用料の助成対象からの除外を行った。また、平成20年度からは、各種事業(囲碁・将棋大会、自治体スポーツ大会、保養所招待、名画祭・写真展)への補助を廃止している。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	④	<p>診療材料費については、平成19年度から、コンサルタントの導入による価格の引き下げを行っている。</p> <p>又、薬品費については、平成19年度に、DPCへの移行を見据え、ジェネリックに大幅に切替を行った。</p> <p>平成22年度には、診療材料の調達や管理業務の委託化(SPD)、ESCO事業導入や受電設備改修を行っており、経費や光熱費の節減を図っている。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	<p>県立中央病院において、若手医師の確保のため、建物譲渡特約付借地権契約により民間の資金とノウハウを活用することにより、平成23年度に老朽化していた医師宿舎等を整備し、平成24年度から供用を開始している。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	①	予算、決算、損益計算書、貸借対照表等財務諸表、給与情報は、県民に開示している。今後、ホームページ等を通じて、積極的に開示に努める。
○ 行政評価の導入	③	平成14年度から政策評価制度を導入し、事業施策の進捗状況・必要性・効率性等の評価・検証を行っている。さらに、県の新総合計画(元気とやま創造計画)の策定(平成19年4月)に合わせ、その実効性の確保と推進を図るため、政策目標の達成状況を継続的にフォローアップする「目標達成のためのマネジメントシステム」の確立を図る。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・診療材料の適正管理、交渉による価格引き下げ、ジェネリック医薬品への切り替えの推進により、診療材料費率・薬品費比率の低減に努める。 ・外部委託及び一括契約の導入により、費用の削減に努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>D P C、診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、入院期間の適正化、病床の有効活用、手術室稼働率・医療機械稼働率の向上、MFICUとNICUの稼働による増収等に努めるとともに、委託化や診療材料等の経費節減に努めるなど、今後さらに経営の効率化を組織的に取り組み、累積欠損金の解消を図っていく。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>引き続き、財政当局と一般会計負担区分の明確化について検討する。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）
 2 年度別目標等
 (5) 病院事業【延長計画策定団体】

(単位:人、百万円、%)

●年度別目標

分類	課題	目標又は実績	平成19年度 (当初計画前年度)	平成20年度 (当初計画初年度)	平成21年度 (当初計画第2年度)	平成22年度 (当初計画第3年度)	平成23年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成24年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成25年度 (延長計画第2年度)	平成26年度 (延長計画第3年度)	平成27年度 (延長計画第4年度)	平成28年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	累積欠損金比率	当初計画の目標値 (実績値)	43.7	47.6	43.1	38.7	36.4	26.0						
		延長計画の目標値												
	企業債現在高	当初計画の目標値 (実績値)	21,277	20,205	19,064	18,845	17,233	15,843		30.4	28.3	26.4	25.8	
		延長計画の目標値		20,144	19,005	18,378	16,746	16,120		16,205	15,102	16,913	15,657	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保	637,742	614,871	590,150	588,870	582,214	578,614						
		改善効果額		2	1,109	2,189	2,773	2,425	8,498					
		患者一日一人当収入の増(円)	25,187	26,127	29,098	30,995	32,352	31,952						
		改善効果額		940	3,910	5,808	7,165	6,765	24,588					
		その他		76	687	687	823	823						
		改善効果額		0	564	773	773	773	2,883					
		地域支援病院					209	209						
		改善効果額					542	542	627					
		7:1看護				542	542	542						
		改善効果額				542	542	542	2,168					
		医療クラーク		76	145	145	145	145						
		改善効果額				22	22	22	88					
		スーパ-救急						136						
		改善効果額						136	272					
費用削減	改善効果額	人件費の見直し	8,436	8,666	8,808	8,893	9,142	9,589						
		うち退職手当以外	7,706	8,207	8,346	8,503	8,571	9,199						
		うち正職員	7,400	7,604	7,700	7,817	7,724	8,370						
		改善効果額		△ 204	△ 300	△ 417	△ 324	△ 970	△ 2,215					
		うち非常勤職員	306	603	646	686	847	829						
		改善効果額		△ 297	△ 340	△ 380	△ 541	△ 523	△ 2,081					
		その他												
		改善効果額												
		材料費	5,526	5,424	5,618	5,706	6,023	5,990						
		改善効果額		102	△ 92	△ 180	△ 497	△ 464	△ 1,131					
当初計画改善効果額 合計				-397	941	1,985	2,184	1,241	5,954					

延長計画に計上した施策に係る改善効果	収入確保	その他								0	0	0	0	0		
		改善効果額								243	243	243	243	243		
		MFICU稼働						0	122		243	243	243	1,215		
		改善効果額							122		122	122	122	610		
		NICU稼働						0	121		121	121	121	121		
		改善効果額							121		121	121	121	605		
		費用削減	改善効果額													0
																0
																0
																0
														0		
														0		
延長計画改善効果額 合計 A													1,215			
普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 B																
A+B													1,215			
＜参考＞延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)													639.6			

(注)1 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。
 2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 3 「普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(5) 病院事業【延長計画策定団体】（つづき）

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成19年度 (計画前5年度)	平成20年度 (計画前4年度)	平成21年度 (計画前3年度)	平成22年度 (計画前々年度)	平成23年度 (計画前年度)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	目標	目標	目標	目標	目標	
経営指標	経常収支比率	98.5	96.8	101.3	101.8	101.0	102.4	102.9	102.1	101.8	100.6	
	医療収支比率	98.6	96.9	101.4	101.8	103.9	102.4	102.9	102.1	101.8	100.6	
	職員給与費率	50.4	52.1	49.5	47.2	47.0	50.0	48.9	49.1	49.3	49.5	
	薬品費率	14.5	15.1	14.7	14.3	15.1	16.2	15.7	15.7	15.7	15.8	
	材料費率	33.0	32.6	31.6	30.3	31.0	31.2	30.3	30.3	30.4	30.4	
病床	病床利用率	一般	91.9	89.4	87.9	87.3	85.0	85.0	90.0	90.0	90.0	90.0
		療養										
		結核	39.5	40.7	41.5	34.8	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
		精神	81.6	72.2	72.4	59.2	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0
		感染症										
	計	89.2	86.5	85.1	83.0	85.4	87.1	90.0	90.0	90.0	90.0	

- (注) 1. 当該地方公共団体において策定されている公立病院改革プランや公営企業経営健全化計画に定められた各種経営比率を記入すること。
 2. 複数の病院を有する事業にあつては、病院ごとに作成すること。
 3. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段()書きすること。
 4. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

●再編・ネットワーク化について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

県厚生部において県全体の再編・ネットワークの方向性を平成25年度中に検討されることとなっている。当院としては、精神科医療について県全体を対象とした高度な急性期医療と身体合併症の治療に対応できるよう病棟の整備等機能強化を図る。また、富山市民病院のNICUの休止を受け、富山大学附属病院と協力して富山医療圏における周産期医療体制を確保していくため、NICUの増床やMFICUの整備を進めるなど、施設・設備の充実を図る。

●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

- ①既に地方独立行政法人又は地方公営企業法の全部適用に移行した病院における移行後数年間の実績などを注視しながら、経済性と公共性を両立させ、その使命を果たしていくためにふさわしい経営形態について引き続き検討を進める。
- ②富山県立中央病院経営形態のあり方検討会
- ③引き続き検討を進める。(結論を取りまとめる時期については、未定)